

『栄花物語』における円融天皇像の特色

— その治世の前半 —

川田 康 幸

序

円融天皇については、「円融天皇と堀河殿の一族」と題して、昨年本学の紀要において一部拙論を展開した^註。そこで取り上げたものは、堀河殿即ち関白太政大臣・藤原兼通と、円融天皇に係る『栄花物語』の叙述の特色についてである。拙論では『栄花物語』の中における堀河殿・藤原兼通の描かれ方の特色をみる為に、円融天皇について言及した。

円融天皇(守平親王)は天徳三年(九五九)に誕生。康保四年(九六七)に皇太弟に冊立され、安和二年(九六九)八月十三日に兄・冷泉天皇が讓位、十一歳で受禪。永観二年(九八四)八月二十七日に退位。詮子との間に誕生した懐仁親王(のちの一条天皇)が東宮となる。位に在ること十六年。前後の冷泉天皇と花山天皇の在位期間が、それぞれ三年と言う短期間であったのに対して、円融天皇の在位期間はその五倍強となる。当時としては比較的長かったといえよう。

この円融天皇の治世は、政情不安の付きまどったなかなか大変な状況におかれた時代であった。円融天皇の受禪は、兄・為平親王の舅・左大臣源高明が太宰府に左降された疑獄事件から、六ヶ月も経っていなかった。安和の変の余韻の収まらぬ状況で、十一歳という「幼主」が擁立されたのである。

冷泉天皇の治世が、傍若無人の無軌道極まり無いカオス状態であったことは『清慎公記』に詳しい。そこには、冷泉天皇の病氣を良いことに、外戚不善の輩・伊尹や師尹、在衡と言った人物が、勝手気侷に高い地位を望んだり、関白実頼に諮らず議定をおえたりしている朝廷の様子が記されている。そして安和の変が生起し左大臣が失脚した。まさに政情不安の中での、新しい御代の出発であった。

円融天皇の新政が開始されたからと言って、政情不安が解消された訳ではなかった。返ってきますます加速されたのではない。貪欲なまでに地位を漁り、外戚不善の輩と名指され左大臣の師尹と在衡が、またそう名指した摂政の実頼が天祿元年(九七〇)の十月までに、相次いで死亡してしまったのである。加えて実頼の没後、摂政に就任した伯父の伊尹も、元服直後の円融天皇を残し、天祿三年(九七二)の十一月に薨じてしまう。又この間、天祿元年七月には皇太子傳の師氏、天祿三年一月には橘好古と、二人の大納言も亡くなっている。

円融天皇の治世は受禪後四年の間に、二人の摂政太政大臣と二人の左大臣、加えて二人の大納言を喪い、政治的には大きな空白が生じたと言ってよい。四年間で六人も公卿を喪うという、この政情の不安定な中で、元服したての円融天皇が次代を託したのが、当時飛ぶ鳥を落す勢の大納言・藤原兼家ではなく、当時不遇を託っていた兼家の兄の権中納言・藤原兼通であった。流布本『大鏡』によれば、兼通は「内にもつねにまゐりたまはねば、帝も、うとく思し召したり」と天皇に疎まれていたという、圧倒的な不利な状態であった。この不利な状況を覆したのが、兼通が肌身放さず所持していた、亡き母・中宮安子自筆の遺言であったと記す。安子自筆の遺言については『愚管抄』にも記されている。そして撰録の臣となった兼通は、翌天祿四年(九七三)女・皇子を入内させる。

『栄花物語』ではこの安子自筆の遺言にはまったく触れない。『栄花物語』では巻第一「月の宴」の巻末近くにこの辺りのことを記し始める。巻第一の「六七」節では、円融天皇の元服を一年早い天祿二年のこととし、官職も低く参議

兼宮内卿でしかない兼通が、兄の摂政をも畏れず憚ること無く、帝の元服にあわせて皇子を入内させたと描くのである。兄の伊尹の女たちは何れも皆まだ幼く、摂政の伊尹は大愛心配したと描く。そして巻第二「花山たづぬる中納言」の第三節で誠に素気なく「かくて摂政には、又この大臣の御さしつぎの九条殿の御二郎内大臣兼通の大臣なり給ひぬ。」と記す。「栄花物語」の展開通りに物語を読めば、兼通には人としてのあるべき徳が無かったのである。兄を蹴落としても帝の恩寵を得るために女の入内を計ったのである。恐るべき狷介な人物が堀河殿・兼通なのではないか。そう読者に印象づけたかったかのような展開であらう。

昨年の紀要では、円融天皇と兼通・朝光親子を中心とした堀河殿一族の関係を、円融天皇に視点を置いて考察し、兼通女・皇后皇子の入内までを一つの纏まりとして区切った。本論はその続編でもあり、昨年論じ切れなかった部分を補充し、新たに展開したものである。

一、幼さの強調

『栄花物語』の中で円融天皇について言及している部分は、巻第一「月の宴」から巻第十九「御裳ぎ」までの広範囲にわたり、全部で五十四箇所の各節に別れている^註。その内訳は以下の如き分布となる。巻第一「月の宴」に十五箇所、その内立太子以前の描写が八箇所、立太子について一箇所、残り六箇所が即位以降となる。巻第二「花山たづぬる中納言」には円融天皇の退位に至る治世下につき二十四箇所。退位以前のもものが全体のほぼ3/4の三十九箇所。巻第三「さよまよまのよろこび」には円融院の退位後から崩御までについて七箇所。回想部分は七箇所で述べている。内訳は、巻第四「みはてぬゆめ」に三箇所、巻第七「とりべ野」に一箇所、巻第九「いはかげ」に一箇所、巻第十五「うたがひ」

に一箇所、卷第十九「御裳ぎ」に一箇所である。

一覧表にまとめると次の様になる(表I参照)。今回はこの表のうち在位期間の前半、「兼通・皇子の死」までを取り扱う。

表I

在位期間	生誕から立太子まで	九箇所	卷一
	前半	元服関連	三十箇所
		兼通・皇子の死	三箇所
	後半	頼忠の撰録	九箇所
退位から崩御まで	十八箇所	卷二	
崩御以降の回想部分	七箇所	卷三	
	七箇所	卷七・十九	

卷第一の中で語られる円融天皇の「生誕から立太子まで」の特色は、一つは、九条殿・藤原師輔への賛美の中で展開される。それは師輔の生前、没後といえども変わらない。没後の方が返って回想譚の中で語られるから、師輔への賛美が強調される。師輔への賛美は、巻末近くに記される円融天皇即位後の場面でも、強調されるのである。それとあと一つは、大変幼いという点が強調されている。

藤原師輔への賛美の中で展開されるものは、例えば実頼や師輔・師尹の兄弟の性格を語る場面や、若宮たちの後見について語る場面で、

この殿ばらの御心さまども、同じ御はらからなれど、さまざまにころにぞおはしける。(中略) 九条殿の御おぼえいみじうめでたし。又、四・五のみやさへおはしますぞめでたきや。

(第二七節。①一五〇―一頁。)
〔波線部引用者、以下同じ〕

かかる程に、九条殿惱しうおぼされて、(中略) 東宮の御後見も、四・五の宮の御事も、ただこの大臣を頼しきものにおぼしめしたるに、「いかにいかに」と、おほやけよりも御修法など行はせ給ふ。

(第二六節。)
①一七七頁。

と、第「一七」節と「二六」節では、師輔に対する村上天皇の信頼の深さを記す中で、五の宮・守平親王について触れるのである。これは円融天皇が、「五の宮」と記述される部分では一貫している。師輔は東宮や若宮・「五の宮」達にとっては、偉大な後見なのである。

師輔の没後も早生を惜しまれ、若宮達にとつては、偉大な後見であったことが強く回想される。

なほ宮の御方の御子達は、いと心におぼしめす。九条殿の急きたる御有様、返す返すも口惜しういみじき事をぞ、みかども后もおぼしめしたる。

(第二八節。)
①一八一頁。

式部卿の宮も、今はいとようおとなびさせ給ひぬれば、里におはしまさまほしうおぼしめせど、みかども后もふりがたきものにおぼしきこえさせ給ふものから、怪しき事は、「みかどなどにはいかが」と見奉らせ給ふことぞ出で来にたる。されば五の宮をぞ、さやうにおはしますべきにやとぞ。またそれはいと稚うおはします。それにつけても、「おとどのおはせましかば」とおぼしめす事多かるべし。

(第三〇節。)
①一八三―四頁。

と、残された村上天皇や中宮安子が、師輔の早生を第「二八」節で「返す返すも残念」であるとか、「三〇」節では「大臣・師輔がいたらなあ」とか長嘆息するのである。そして、五の宮・守平親王について「大菱幼い」ことを歎くのである。

祖父の師輔への賛美は、即位後にも回想される。巻第一の巻末近くにはなるが、第「二六」節で、

かかる程に五月廿日、一条の大臣摂政の宣旨蒙り給て、一天下我御心におはします。東宮の御祖父、みかどの御舅にて、いといとあるべき限の御おぼえにて過ぐさせ給ふ。この御有様につけても、九条殿の御有様のみぞ、なほいとめでたかりける。

(八〇一—一六)

若い円融天皇の摂籙の臣に、帝の縁者・帝の伯父であり東宮の外祖父でもある、一条摂政殿・伊尹が任命された段である。伊尹の前任の摂政は、揚名関白と自身歎いた小野宮の実頼であり、帝とは直接の血縁関係はなかった。第〔六六〕節では、祖父の師輔への賛美で締め括っているのである。

また、五の宮が幼いことを強調する場面は、守平親王の母・中宮安子の崩御に関連しても繰返し描かれる。第〔三七〕節では、

五の宮は五つ六つにおはしませば、御服だになきを、あはれなる御有様、世の常の事に交らず過ぎもていく中にも、よろづおどろおどろしく、こちたきさまはいとことなり。

(六〇一—九)

と、母・安子の服喪の期間中も、守平親王だけは喪服も着ずにいる場面を描き、その幼さを強調しているのである。中宮の服喪である。鈍色の世界の中で幼い守平親王の服装だけが色付いて華やかに目立つのである。喪中で沈みきっている人々の中で、服喪しなくてよい服装の華やきが、かえって残された守平親王の幼さを強調し、哀れさを誘うのである。幼さを強調するには大変効果的な描き方であろう。また、守平親王の立太子の場面でも、幼さを効果的に描く。

守平親王の立太子は、父・村上天皇の崩御を歎いたあとに記される。

かかる程に、九月一日東宮立ち給ふ。五の宮ぞ立たせ給ふ。御年九にぞおはしける。

(第〔五二〕節。一〇一—三三頁。)

と、新しい東宮の御年が九歳であると、その若さ幼さを記す。六歳で母を、九歳で父を失ったのである。生き残っているれば最大の後見となるべき祖父・師輔は、東宮が五の宮と言われていた幼い二歳の時に早々と世を去っていた。このこ

とは何度も『栄花物語』の中で、心残りなこととして回想されているのである。心有る読者は、残された幼い東宮・守平親王に、行く末を心配し同情を禁じえないのではないだろうか。利害を抜きにして支えてくれる人が全くいないのである。天涯孤独となったのである。しかるべき後見がないのである。幼さを強調すればするほど、哀れさが募るのである。

このことは冷泉天皇から譲りを受け、位に即く場面でも

みかど下りさせ給ひぬれば、東宮位につかせ給ひぬ。御年十一なり。東宮におりるのみかどの御子の児宮あさせ給ひぬ。
(第「六二」節。①「六一」頁。)

と新帝の年が十一歳であることを記し、引き続き新帝・円融天皇の逸話を描き、その幼いことを強調する。第「六三」節で、

今の上、童こどもにおはしませば、つごもりの追儼に、殿上人振鼓などして参らせたれば、上、振り興せさせ給ふもをかし。
(①「一六」三頁。)

と、大晦日の追儼の儀式の場で振鼓等で遊び興じている誠に子供らしい、可愛いく幼い円融天皇の状況を描くのである。時に摂政は祖父師輔の兄・実頼である。幼主とは血縁関係がないのである。

二、若い帝とその外戚達

円融天皇の「元服関連」の部分は、堀河殿・兼通並びに一品宮資子内親王との関連で描かれる。そこでは兄・摂政をも恐れ憚らぬ、強引な兼通を描く。それに比して弟の兼家は実に慎み深いのである。そしてここでも円融天皇の若さを

強調する。

第〔六七〕節で、円融天皇の元服を一年^早め、天祿二年(九七二)のこととして

かくいふ程に、天祿二年になりけり。みかど御年十三にならせ給ひにければ、御元服の事ありけり。九条殿の御次郎君とあるは、今の摂政殿の御さしつきなり。兼通と聞ゆ。この頃は宮内卿と聞ゆ。その御姫君参らせ奉り給ふ。摂政殿の姫君達は、まだいと稚くおはすれば、え参らせ給はず。いと心もとなく口惜しくおぼさるべし。宮内卿は、堀河なる家をいみじく造りてぞ、住ませ給ける。女御いとをかしげにおはしければ、上いと若き御心なれど、思ひきこえさせ給へり。

(①一七頁)

と、十三歳で元服した円融天皇のもとへ、女・皇子の入内を強行する。兄の摂政の女達はいずれも大層幼いのである。その兄の心配を知らぬげに、宮内卿とまだ身分の低い兼通が、兄の摂政に遠慮もせずに入内させたのである。天皇はまだまだ「若き御心」であり、「をかしげ」な可愛らしい兼通の女・皇子は寵愛を得るのである。帝の恩寵を得るために女の入内を計ったのであり、兼通の目論見は成功を収めたのである。「栄花物語」の記事の展開・配列では、兼通は女・皇子が入内し「若い」帝の寵愛をえた後、摂録の臣となるのである。栄達のために女を入内させた恐るべき猜介な人物が堀河殿・兼通なのではないか。

この堀河殿・兼通に対して弟の東三条殿・兼家は実に慎み深い。(六七)節で兄に対して遠慮もない兼通の女・皇子の入内を記したあと、兼家の女達のこと描かれる。

九条殿の御三郎、兼家の中納言と聞ゆる、いみじうかしづきたてて姫君二所おはす。ただ今の東宮は児におはします、内には堀河の女御候ひ給ふ。競ひたるやうなりとて、冷泉院にこの姫君参らせ奉り給ふ。おしたがへたる事に世の人申し思へり。

(第〔六九〕節。
①一七四頁。)

兼家は中納言である。中納言という地位は、自分の女を入内させる身分としては過不足はない。兼家の姉でもある、故中宮・安子は父師輔が中納言の時に成明親王のもとに嫁いでいる。姉の故事に倣えば遠慮は無用であろう。兄の兼通は参議宮内卿で女・嬪子を入内させている。ところが、兼家は先に入内していた堀河殿の女御に遠慮したり、東宮は幼児であるので、退位した冷泉院に女を嫁がせたと記す。兄の兼通に比較するとあまりに兼家は、遠慮深く慎み深いのである。見ていてじれったくなる程の兼家の態度である。「栄花物語」では、世間の人々は兼家は間違っている、「おしたるへたる事」見当はずれな事だと思つていたと記している。

儒教的観点からすればこの兼家の態度は称賛こそされ非難される点は見当らないのである。「栄花物語」の作者は十分に儒教的観点を理解していた。またこの儒教的観点が「栄花物語」の中に見られる、人物への一つの重要な評価基準であった。そのことは「栄花物語」の冒頭で高らかに打ち上げられている。巻第一の第(一)節に見られる「醍醐の聖帝」という言葉である。また引き続き、同じく第(五)節に見られる「醍醐の聖帝よにめでたくおはしますしけるに、又このみかど、堯の子の堯ならむやうに、おほかたの御心ばへの雄雄しうけ高く、かしこうおはしますものから、御才も限なし」という村上天皇への賛美によく表れている。「栄花物語」は冒頭から儒教的観点を大きく打ち出しているのである。世間がどう思おうと兼家は、道理を弁えた立派な人物であるのである。それに反して堀河殿・兼通は道理を弁えない非難さるべき人物として描いていのではないか。

兼通の女・嬪子の入内や兼家の女・超子の入内を天禄二年(九七二)のこととして「栄花物語」描いているこの部分は、史実からかけ離れている。嬪子の入内は、二年後の天禄四年(九七三)二月二十九日註のことであり、兼通は内大臣であった。摂政太政大臣の伊尹は前年に死亡しており、「栄花物語」第(六七)節の叙述する様な状況ではなかった。一方兼家の女・超子の入内は、三年前の安和元年(九六八)十月十四日註のことであり、兼家は三日前に正四位下に昇叙したばか

りの頭左中將^兼でしかない。兼家は参議どころか、従三位にも至っていなかった。公卿の端くれでもなかったのである。従三位として公卿の端に加わったのは女・超子の入内後、十一月二十三日のことであった。兼家の方が女・超子の入内と相前後して兄兼通の地位を超え、翌年には参議を経ずに中納言に昇進してしまう(表Ⅱ参照)。

表Ⅱ 「公卿補任」等を参照)

年号	月日	兼通	兼家
天徳四 九六〇	正月七日	従四下 三六	正五下(中宮御給) 三一
応和二 九六二	正月七日	三八	従四下 三四
康保四 九六七	正月廿五日	藏人頭 四三	兼春宮亮(兼五月二三日復任) 三九
	二月五日		
	五月廿五日	止昇殿(停頭)	(冷泉天皇一六)
	六月十日		藏人頭(左京大夫)
	九月一日	東宮昇殿	兼春宮權亮(立坊日)
	十月七日		左中將。權亮守如元
	十月十一日	従四上(御即位叙位)	正四下(前坊旁)
	十月十四日		超子入内(冷泉天皇一七)
安和一 九六九	十一月廿三日	正四下(大嘗祭) 四四	従三位。藏入頭左中將如元(超兄兼通) 四〇

天延三 九七五	三月廿六日	正月廿七日	從一位	五一		四七
	正月廿八日	太政大臣。正二位。				
天延二 九七四	正月七日	從二位	五〇			四六
	二月廿九日	皇子入内 (円融天皇二五)				
天祿四 九七三	正月七日	正三位	四九			四五
	十一月廿七日	内大臣。即為関白				
	壬二月廿九日	權中納言			大納言。右大將元如。	
天祿三 九七二	正月廿四日		四八		權大納言。右大將元如。	四四
天祿一 九七〇	八月五日				兼右大將。止大夫中將	
	九月廿七日	從三位				
	九月廿一日				叙正三位	
	八月十三日				昇殿 (止大夫・踐祚)	(円融天皇二一)
	壬五月廿一日	兼宮内卿				
	二月七日				中納言 元三位中將・不經三木	四一
安和二 九六九	正月廿三日	參議 元藏人頭	四五			

		正月廿六日		按察使	
貞元二 九七七		十月十一日	辭關白并太政大臣	五三	坐事停右大將。遷民部卿。
		十月八日	薨。		四九
天元一 九七八		十月二日		右大臣。同日從二位	五〇
天元二 九七九		三月廿七日		正二位。	五一
寛和二 九八六		六月廿四日		為摂政。同日氏長者。	五八
		六月廿一日		從一位(新帝即位日)。	
永延三 九八九		十二月廿日		太政大臣	六一

安和元年の冷泉天皇の後宮には、兄・伊尹の女の懷子が女御として既に入内していた。女御・懷子は十月二十六日に花山天皇生む^弟。兼家は兄の目を盗み、懷子の里下がりをしている間に、女・超子の入内を実行するのである。兄をも恐れぬ誠に大胆不敵な振舞である。それとも中宮・昌子内親王に対抗するために、兄・伊尹の承諾のもと超子の入内が行われたのであろうか。とすれば中宮をも恐れぬ誠に不埒な振舞でもある。いずれにしても傍若無人、大胆不敵な兼家の性格がよく表れている超子の入内である。又、妹の詮子は天禄二年当時まだ十歳^年でしかなく、将来の後候補ではあっても、兼家が入内を思い悩む年頃ではなかった。

〔六八〕節では、円融天皇の元服の記事に引き続き、

内には、一つ御腹の女九の宮、先帝いみじう思ひきこえ給へりしを、この今の上もいみじう思ひかはしきこえさせ

給て、一品になし奉り給へり。内のいとさうさうしきに、をかしくておはします。

(①一七)
三頁

と、姉・資子内親王を一品に叙したことが記されている。資子内親王が一品に叙されたのは、円融天皇の元服の後であり記事の配列は間違っていない。だがこの記事も天禄三年（年一）のことであり、年紀だけが誤っている。

この『栄花物語』の第〔六七〕節から〔六九〕節の年紀は誤っており、「史実の改変」があり作者は「まったく史実を無視した——というより、あり得ないことを書」き、また「超子は三条院を生み、後に皇后宮を贈られた程であるから、史料的に正確なことがわからなかったとすべき確率は少ない」、「何らかの成心があつた」（年一）たのではないかとすれば、その理由は何か。

兼通の女・嬪子の入内の時期を二年も早め、兼通が参議宮内卿だった天禄二年の事とする。当時、兄・伊尹は摂政であり、兄・伊尹の心配をよそに、弟・兼通は女の入内を強行したと描く。史実では、兼通は内大臣という重々しい地位にいた。兄・伊尹は既に死亡しており、兄が心配したなどということはありえない。『栄花物語』を読んでいる限りでは、飽くことなく権力を求め、他の兄弟などの気持ちに配慮などまったくしない強引な兼通像が浮かび上がる。

一方、兼家の女・超子の入内を三年も遅らせ、中納言であった天禄二年の事とする。兼家は兄の女・女御嬪子に遠慮し、現役ではない退位していた冷泉院に超子を奉ったという。史実では、兼家は公卿ではなく頭中將であり、院ではなく帝のもとへ入内させている。兄・伊尹の女・女御懐子が出産のため宮中から里へ下がった時期を狙ったかのように入内させている。兼家は翌年、参議を経ずに中納言に昇進するという初例を作るのである。公卿ではない者の女が入内し、女御となるのも初めての例なのである。誠に異例づくめである。兼家はその当時、実頼が歎いた「外戚不善の輩」の代表格ではなかったのか。誠に強引な辣腕家である。だが『栄花物語』を読んでいる限りでは、他人に思いを致す遠慮深く慎み深い兼家像が浮かび上がる。

「栄花物語」巻第一の巻末近くに纏められた、円融天皇元服前後の記事には、所々虚偽が含まれており、まったく正反対の兼通と兼家像を効果的に作りだしている。「栄花物語」では道徳的で聖人のような兼家像と、若い天皇を手玉にとる天をも恐れぬ兼通像を描きたかったのである。

三、婿取られた帝

若い円融天皇をはさみ、女・嬪子の入内を期に天皇を手玉にとろうとする兼通像、そして極めて道理を弁えた、慎み深い控えめな兼家像が、「栄花物語」巻第一の巻末近くに纏められた作者の意図ではなかったか。それを受けて巻第二「花山たづぬる中納言」となる。この巻は円融天皇の治世の様子が語られる。節の数で言うと二十五箇所にもものぼる。円融天皇について一番記事が多く纏まった巻である。円融天皇の治世には四人の摂政関白が存在する。最初が摂政・実頼、つぎが伊尹そして関白・兼通、最後に頼忠である。小野宮家流の実頼と頼忠の親子は円融天皇の外戚では無い。伊尹と兼通は、円融天皇の母・中宮安子にとっていづれも同母の兄である。こちらは外戚である。

実頼は「栄花物語」巻第一に登場する。前代から引き続き節籙の任に当たった人物である。伊尹は巻第一と巻第二を結ぶ人物である。巻第一の巻末近くで幼い姫君達をかかえ、弟兼通の女・嬪子の入内を「いと心もとなく口惜しく」悲痛な思いで眺めていた人物である。摂政の伊尹はこの悲痛な思いを残し巻第一が筆を置く。

巻第二の冒頭部の第「二」節から「三」節にかけて、摂政伊尹の死と、残された若い人々が「あはれにおぼし惑」い途方に暮れた様子を叙述する。そして伊尹に悲痛な口惜しい思いをさせた、堀河殿兼通が摂政に就任したと記す。第「三」節の最後に「かくて摂政には、又この大臣の御さしつぎの九条殿の御二郎内大臣兼通の大臣なり給ひぬ。」(①—

〇三頁。と、内大臣兼通の摂政就任が記された後、第〔四〕節から円融天皇が登場する。

かかる程に年号かはりて天延元年といふ。よろづにめでたくておはします。女御いつしか后にとおぼし急ぎたり。はじめの摂政殿の、春宮の御世の事を見果て給はずなりぬる事をぞ、人もあはれがり聞えける。かくてその年の七月一日、摂政殿の女御后にゐさせ給ひぬ。中宮と聞えさす。はじめの冷泉院の中宮をば皇太后と聞えさす。中宮の御有様いみじうめでたう、世はかうぞあらまほしきと見えさせ給ふ。みかど一品の宮の御方、中宮の御方とかよひありかせ給ふ。内わたりすべて今めかし。堀河殿とぞ、この摂政殿をば聞えさすめる。その御男君達四五人おはして、いと今めかしう、世にあひめでたげにおぼしたり。

(第二卷、第四節。
①一〇七頁)

と、花山天皇の即位を見ずに亡くなった摂政伊尹に、「あはれ」と同情をしめす。続いて堀河殿の喜びに満ちた状況が描かれる。即ち堀河殿の女・嬪子の立后が記される。嬪子の立后はこの第〔四〕節が記す如く、天禄元年(九七三)七月一日の事であり、巻第一で述べた入内の年紀の誤り(改変)は無く、年紀は間違っていない。その中で円融天皇は、一品宮資子内親王のもとや中宮嬪子の所に通われ、その様子は理想的な今風な宮廷生活であったと記す。嬪子の様子は世間の人々が「かうぞあらまほしき」と羨むほどであったという。ときめいていたのである。

そうした中で、大納言の東三条殿・兼家は中姫君・詮子の入内願っていたと記す。そして、円融天皇は、兼家に詮子の入内を促すのである。

九条殿の三郎君は、この頃東三条の右大将大納言など聞ゆ。冷泉院の女御いと時めかせ給ふを嬉しき事におぼしめさるべし。中姫君の御事をいかでとおぼしめす程に、上の御けしきありて宣はせければ、いかでとおぼさるれど、この関白殿、もとよりこの二所の御中よろしからずのみおはしますに、中宮かくて候はせ給へば、つつましくおぼさるるなるべし。

(第二五節。
①一〇八頁。)

ところが兼通は兼家と仲が良くなく、兼通の女の中宮もいらっしやるので、兼家は詮子への入内の要請を「つつましく」遠慮がちにしていたと記す。だが果たしてそうか。天延元年(九七三)と言えば兼家の女・詮子はまだやっとな歳。年端も行かない年齢ではないか。現実の入内を志すにはまだ少し若すぎよう。将来の入内を志したと言うのであれば当然であろうが。超子の入内の時は、兼家は兄の伊尹に遠慮しているとも思えない。女御・懐子の出産で里下がりにしている期間に入内させている。ここでは殊更、兼通と兼家の不仲を目立たせる描き方をしているのである。そして遠慮がちで慎み深く控えめな兼家という構図ではないか。

兼通と兼家の不仲は、第〔五〕節以降、兼通の薨去を記した第〔一二〕節まで連続してしつこく描かれる。この間の円融天皇は、堀河殿の婿といった描かれ方をする。

かかる程に内も焼けぬれば、みかどのおはします所見苦しとて、堀河殿をいみじう造りみがき給て、内裏のやうに造りなして、内いでくるまではおはしませんと急がせ給ふなりけり。貞元二年三月廿六日に堀河院に行幸あるべければ、天下急ぎみちたり。その日になりて渡らせ給ふ。中宮もやがその夜移りおはしまして、堀河の院を今内裏といひて、よにめでたうののしりたり。

(第〔九〕節。
①一二七頁。)

と、内裏が焼けたので、兼通は自分の邸宅の堀河殿をみがき立てて、内裏と同じように造り、そこに天皇の行幸を仰ぐ。中宮・皇子もその夜のうちに堀河院に移ったと描く。内裏の火事を理由に実質的には、兼通は自分の屋敷である堀河院に、円融天皇を婿として迎えたのと同じ形になったのである。堀河院を「今内裏」といって世間では大騒ぎをした記す。第〔一二〕節でも「みかどは堀河の院におはしましたければ、」と天皇が堀河院にお住みになっていたとする。そこへ兼通が出掛けて行き兼家に対する讒言をしたと書き立てるのである。

かかる程に、堀河殿御心地いと悩しうおぼされて、御心の中におぼしけるやう、「いかでこの東三条の大将、我

命も知らず、なきやうにしなして、この左の大臣を我次の一人にてあらせん」とおぼす心ありて、みかどに常に「この右大将兼家は、冷泉院の御子を持ち奉りて、ともすればこれををといひ思ひ、祈すること」といひつげ給ひて、みかどは堀河の院におはしましければ、我は悩しとて里におはしますに、わりなくて参らせ給うて、この東三条の大将の不能を奏し給て、

(第「十二」節。
①一三〇頁。)

その結果、兼通の思惑通りに事は進行する。即ち

さいつ頃内に参らせ給て給て、東三条の大将をばなくし奉り給てき。「今一度」とて内に参らせ給て、よろずを奏し固めて出でさせ給ひにけり。(中略)小野宮の頼忠の大臣に世は讓るべき由一日奏し給しかば、そのままにとみかどおぼしめして、同じ月の十一日、関白の宣旨蒙り給て、世の中皆うつりぬ。

(第「二二」節。
①三五―六頁。)

と、兼通の申し出た通りの「そのままにと」円融天皇はお思いになったと記す。そして兼通の申し出通り、頼忠が関白となった。兼通の思い通りの結果になったのである。

兼通の薨去までの、円融天皇は堀河殿に迎え取られた婿殿といった風情であり、積極的な天皇自身の自己主張・意思表示が無いのではないか。天皇が唯一何らかの意思を示すのは第「五」節だけである。第「五」節では、兼通と兼家の対立を煽り、慎み深い控えめな兼家像を描きだす為に、天皇は兼家の女・詮子の入内を促すのである。ただしその箇所の記事は、入内を促すには少し詮子が若すぎるのである。即ち疑わしいのである。それ以外はなんら積極的な意思を円融天皇は現さないのである。

貞元二年(九七七)十一月八日に関白太政大臣兼通は薨去する。^{在十四}すると翌年、関白を譲られた左大臣・頼忠と、兼家は待ち兼ねたように女達の入内を進めるのである。「栄花物語」では

かくて年もかはりぬ。左の大臣の御さまいといとめでたし。大姫君を「いかで内に参らせ奉らん」とおぼす。は

かなくて月日も過ぎて冬になりぬ。年号かはりて天元元年といふ。

(第(一三)節。
①一三六頁。)

と頼忠は、ぐずぐずしているうちに冬になってしまったと記す。次ぎの、第(一四)節には頼忠は、堀河殿に恩義を感じてぐずぐずしているうちに、兼家に先を超された」と記す。

内には中宮のおはしませば、誰もおぼし憚れど、堀河殿の御心掟のあさましく心づきなさに、東三条の大臣中宮に怖ぢ奉り給はず、中姫君参らせ奉り給ふ。大殿の、「姫君をこそ、まつ」とおぼしつれど、堀河殿の御心をおぼし憚る程に、右の大臣はつましからずおぼしたちて、参らせ奉り給ふ。ことわりに見えたり。参らせ給へるかひありて、ただ今はいと時におはします。中宮をかくつましからず、ないがしろにもてなしきこえ給ふも、「昔の御情なさを思ひ給ふにこそは」と、ことわりにおぼさる。

(第(一四)節。
①一三八頁。)

中宮皇子は、亡き父の兼家に対する仕打ちを思うと、詮子の入内は道理のあることだと思ふのである。「かくつましからず、ないがしろに」と記しているのを見ると、兼家は皇子に対して相当辛く取り扱ったのであろう。『栄花物語』の作者はこの兼家の態度を、兄弟の争いの中で正当化しているのである。詮子の入内は大成功であった。円融天皇の寵愛が深かったからである。

そんな中、第(一五)節では、傷心の中宮・皇子が、詮子のときめくの見ながら、亡くなってしまふ場面を描く。

かかる程に天元二年になりぬ。梅壺いみじう時めかせ給ふ。中宮月来御心地あやしう悩しうおぼしめされて、よろづ宮司も、又公よりも、御祈の事さまざまにいみじけれど、六月二日うせさせ給ひぬ。あへなう、あさましうあはれにいみじうおぼしきこえさせ給へどかひなし。

〇〇一三三頁。

円融天皇は皇子の崩御を「あさましうあはれにいみじうおぼ」された」と記す。それを作者は冷たく「かひなし」と突き放して記している。

この頼忠と兼家の女達の入内についても、虚偽がある。貞元三年(九七八)のこの辺りのことを纏めると次ぎのようになる。

月 日	記 事 (『日本紀略』による)
四月十日	左大臣二女遵子入掖庭。准女御被免輦。
五月廿二日	宣旨。以藤原遵子爲女御。
八月十六日	右大臣以下諸卿參承香殿女御遵子方奏管絃。天皇渡御。
八月十七日	大納言藤原兼家卿息女初入掖庭。候梅壺 <small>名詮子。</small>
九月廿一日	小除目。今日。大納言兼家可任右大臣之由有宣旨。
十一月四日	以藤原詮子爲女御。
十一月廿九日	詔。改元爲天元元年。依明年陽五之御慎也。

『栄花物語』では殊更兼通と兼家の対立を煽る形で、詮子の入内を頼忠の女・遵子の前として描く。だがこれは嘘であり、遵子が先である。また兼家は右大臣と記しているが、詮子入内後の昇進であり当時はまだ大納言であった。また天元元年(九七八)と改元した後のこととしているが、これも間違っている。二人の入内は改元前の、貞元三年のことであった。

このように見てくると、『栄花物語』巻第二「花山たづぬる中納言」の中で描かれた、中宮・嬪子の崩御までの一連の円融天皇関連の記事は、兼通の弟兼家に対する非道な扱いに焦点が当てられている。円融天皇はほとんど存在感がないのである。円融天皇は堀河院に行幸したことで、堀河殿の婿の如き状態になったのである。堀河殿・兼通に完全に取

り込まれてしまったのである。「栄花物語」の作者はその点で、円融天皇をひ弱に造型し、兼通のコントロールドにあって描きたかったのである。そして兼通の死後、中宮・皇子に対する兼家の「つつましからず、ないがしろに」したという対処の仕方は当然のことと描く。応報・当然のむくいだ。それ程、兼通は冷酷非道なのである。

四、結

巻第一の中で語られる円融天皇の「生誕から立太子まで」の特色は、一つは、九条殿・藤原師輔への賛美の中で展開される。それは師輔の生前、没後とえども変わらない。没後の方が返って回想譚の中で語られるから、師輔への賛美が強調される。師輔への賛美は、巻末近くに記される円融天皇即位後の場面でも、強調されるのである。

それとあと一つは、大妻幼いという点が強調されている。母・安子の服喪の期間中も、守平親王だけは喪服も着ずにいる場面を描き、その幼さを強調しているのである。

立太子の場面でも、新しい東宮の御年が九歳であると、その若さ幼さを記す。六歳で母を、九歳で父を失ったのである。生き残っていれば最大の後見となるべき祖父・師輔は、幼い二歳の時に早々と世を去っていた。このことは何度も『栄花物語』の中で、心残りなこととして回想されているのである。心有る読者は、残された幼い東宮に、行く末を心配し同情を禁じえないのではないだろうか。利害を抜きにして支えてくれる人が全くいないのである。天涯孤独となつたのである。しかるべき後見がないのである。幼さを強調すればするほど、哀れさが募るのである。

円融天皇の「元服関連」の部分は、兄・摂政をも恐れ憚らぬ、強引な兼通を描く。それに比して弟の兼家は実に慎み深いのである。そしてここでも円融天皇の若さを強調する。十三歳で元服した円融天皇のもとへ、女・皇子の入内を強

行する。兄の摂政の女達はいずれも大層幼いのである。その兄の心配を知らぬげに、宮内卿とまだ身分の低い兼通が、兄の摂政に遠慮もせず、皇子を入内させたのである。天皇はまだまだ「若き御心」であり、「をかしげ」な可愛らしい兼通の女・皇子は寵愛を得るのである。帝の恩寵を得るために女の入内を計ったのであり、兼通の目論見は成功を収めたのである。

【栄花物語】の記事の展開・配列では、兼通は女・皇子が入内し「若い」帝の寵愛をえた後、撰録の臣となるのである。栄達のために女を入内させた恐るべき猜介な人物が堀河殿・兼通なのではないか。兼通の女・皇子の入内の時期を二年も早め、兼通が参議宮内卿だった天禄二年の事とする。史実は、兼通は内大臣という重々しい地位にいた。兄伊尹は既に死亡しており、心配したなどということはありえない。【栄花物語】を読んでいる限りでは、飽くことなく権力を求め、他の兄弟などの気持ちに配慮などまったくしない強引な兼通像が浮かび上がる。

一方、兼家の女・超子の入内を三年も遅らせ、中納言であった天禄二年の事とする。兼家は兄の女・女御皇子に遠慮し、冷泉院に超子を奉ったという。史実では、兼家は公卿ではなく頭中将であり、院ではなく帝のもとへ入内させている。兄・伊尹の女・女御懐子が出産のため宮中から里へ下がった時期を狙ったかのように入内させている。兼家は翌年、参議を経ずに中納言に昇進するという初例を作るのである。公卿ではない者の女が入内し、女御となるのも初めての例なのである。誠に異例づくめである。兼家はその当時、実頼が歎いた「外戚不善の輩」の代表格ではなかったのか。誠に強引な辣腕家である。だが【栄花物語】を読んでいる限りでは、他人に思いを致す遠慮深く慎み深い兼家像が浮かび上がる。

【栄花物語】巻第一の巻末近くに纏められた、円融天皇元服前後の記事には、所々虚偽が含まれており、まったく正反對の兼通と兼家像を効果的に作りだしている。【栄花物語】では、道徳的で聖人のような兼家像と、若い天皇を手玉に

とる天をも恐れぬ兼通像を描きたかったのである。

『栄花物語』では、堀河殿・兼通は、兄の伊尹や弟兼家に対する生前の処遇は酷かったと強調していることになろう。一方、道理を弁えた立派な兼家が、嬪子に冷たい扱いをしたのは亡き父の報いであるからと、当然視しているのである。巻第一の巻末部分を思い起こせば良い。兼通は参議宮内卿という低い身分に係らず、摂政という重い身分の兄・伊尹の心配をよそに、嬪子の入内を強行した。それに対して兼家は右大臣という重責にある。兄・兼通の死後、詮子の入内を強行したところで、非難されるいわれは無いのである。

『栄花物語』で円融天皇の治世の前半、兼通・嬪子の死までを描くとき、円融天皇は若ければ若いほど好都合なのである。悪逆非道・狷介冷酷な兼通は若い帝を女・嬪子でたぶらかし、恣意的な政をしたのである。その結果、道理を弁えた非の打ち所のない立派な兼家は、兄・兼通から大変惨い扱いをされたと描くのである。円融天皇は若いので政には関与しないのである。兼家を助けることはできなかったのである。

註

註一 信州豊南女子短期大学紀要第十四号・平成九年三月

註二 本文は、松村博司著『栄花物語全注釈』（角川書店）による。以下同じ。又、本論では『栄花物語』の内容を便宜上、各巻ごとくに〔節〕で区切っているがこれは、『栄花物語全注釈』の中で使用されている〔 〕節に準拠している。

註三 だが円融天皇の元服は、明くる年の天禄三年（九七二）の事であり、『日本紀略』同年正月三日条に「甲午天皇於紫宸殿加元服御年十四。太政大臣加御冠。左大臣兼明理御髮。内蔵頭助信朝臣爲能冠。」とある。また「大鏡」裏書にもほぼ同様の記

事が記されている。

註四 【日本紀略】天慶三年（九四〇）条に「四月十九日甲寅。三品成明親王於飛香舍娶中納言左衛門督藤原師輔卿女」とある。

【大鏡】裏書にもほぼ同様の記事が記されている。

註五 【日本紀略】天祿四年二月廿九日条に「其日。内大臣女藤原姪子入内」とある。

註六 【公卿補任】天祿四年「兼通」条

註七 【日本紀略】安和元年十月十四日条に「甲子。右大臣着座。今日。中將兼家女超子入内。」とある。

註八 【公卿補任】康保五年「兼家」条尻付き。

註九 【日本紀略】安和元年十月廿六日条に「今日。女御藤原懷子産第一皇子。花山院是也。」とある。

註十 【日本紀略】長保三年（一〇〇一）閏十二月廿二日条に「東三條院崩于行成卿第。年四十七」とあることより逆算。

註十一 【日本紀略】天祿三年三月廿五日条に「資子内親王於昭陽殿有藤花宴。天皇臨御。宴訖。内親王絃一品。」と天皇の臨御のもと昭陽殿において藤花の宴がもたれ、その後一品に叙されている。

註十二 【荣花物語全注釈】①一七五頁。巻第一、第（六九）節、補説「史実の改変」

註十三 【日本紀略】天祿四年七月一日条に「詔以皇后昌子内親王爲皇太后。以女御藤原子爲皇后」とある。この年の十二月二十日に「天延」と改元される。

註十四 【日本紀略】貞元二年十一月八日条に「甲午。依太政大臣病。大赦天下。老人賜物。大臣於堀川院薨。年五十三。」とある。